



射水の安全通信

～犯罪の起きにくい社会を目指して～

1 令和4年における富山県の刑法犯認知件数（暫定値）

	1月末現在	前年同期比
県内	216	-56
当署管内	24	+11

2 射水警察署各交番駐在所の主要犯罪の認知件数（暫定値）

罪名\交番	駅みなみ	太閤山	下	大島	大門	新湊幹部	奈呉の浦	新南	射北
自転車盗（施錠有り）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自転車盗（施錠無し）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車上ねらい	1	0	0	0	0	0	0	0	0
器物損壊	1	1	0	0	0	0	0	0	0
侵入盗	0	1	0	0	0	0	0	0	0
万引き	0	1	0	1	0	2	1	0	0

3 状況等

県内の刑法犯認知件数は、前年同期比で、約21%減少しました。

1月中に射水警察署管内のスーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンターで万引きが発生しています。万引きは窃盗罪です。家庭や地域で「万引きは絶対にダメ」という規範意識を醸成しましょう。

令和4年3月15日から施行

クロスボウ

所持禁止

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります！
令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。

？ どんなクロスボウが規制対象になるの？

規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが60J以上となるクロスボウです。
いわゆるビストルクロスボウを含め、制限されているクロスボウは基本的に規制対象となります。



無償で処分します！

廃棄する場合には最寄りの警察署に持ち込んで下さい。無償で処分します。

許可制に！



詳細は警察庁ホームページにて
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>